

# あわつと感染症情報 (2024-51)

～医療機関・教育機関・市町・施設～

千葉県安房保健所発

2024年12月27日配信

## 今週のトピックス

### 【インフルエンザ】「インフルエンザ警報」を発令しました(警報の基準値:30)

★千葉県内における第51週(令和6年12月16日～12月22日)の定点医療機関当たりの報告数は60.03となり、前週24.49の2倍以上増加し、国の定める警報基準値(30)を上回ったため、県は12月25日「インフルエンザ警報」を発令しました。

・安房管内における第51週(令和6年12月16日～12月22日)の定点医療機関当たりの報告数は29.29と前週19.00と比べ、増加しました。

・38度以上の発熱、頭痛、関節痛、筋肉痛など全身の症状が突然現れ、併せて一般的な風邪と同様にのどの痛み、鼻汁、咳などの症状も見られます。

・小児ではまれに急性脳症を発症し、ご高齢の方や免疫力の低下している方では肺炎を伴うなど重症になることがあります。

・日本では例年12月～3月に流行シーズンを迎えることが多いです。

・インフルエンザの予防のため、石けんによるこまめな手洗いや十分な休息とバランスの取れた栄養摂取、室内では適度な換気や湿度の保持を心掛けるとともに、予防接種を受けることも検討しましょう。(詳細は下記を御確認ください。)

### <参考>

・インフルエンザ警報の発令について(令和6年12月25日)(千葉県)

<https://www.pref.chiba.lg.jp/shippei/press/2024/infulu-keihou2024.html>

・インフルエンザから身を守ろう(千葉県)

<https://www.pref.chiba.lg.jp/shippei/kansenshou/influenza/influenza-yobou.html>

・インフルエンザ(総合ページ)(厚生労働省)

[https://www.mhlw.go.jp/stf/seisakunitsuite/bunya/kenkou\\_iryuu/kenkou/kekkaku-kansenshou/infuenza/index.html](https://www.mhlw.go.jp/stf/seisakunitsuite/bunya/kenkou_iryuu/kenkou/kekkaku-kansenshou/infuenza/index.html)

・【令和6年度】今シーズンのインフルエンザ総合対策(厚生労働省)

<https://www.mhlw.go.jp/stf/index2024.html>

### 【年末年始における海外渡航先での感染症予防】

・海外では日本で発生していない感染症が流行していることがあり、感染や国内への持ち込みに注意が必要です。

・海外へ渡航する際には、事前に渡航先における感染症の流行状況、現地滞在中の注意点、海外渡航に際し推奨されている予防接種をご確認ください。

・渡航地や渡航先での行動によって異なりますが、感染の可能性が最も高いのは食べ物や水を介した消化器系の感染症です。

・日本で発生していない、動物や蚊・マダニなどが媒介する病気が海外では流行していることがあり、注意が必要です。

・人から人に広がる感染力の強い麻しん(はしか)、風しん及びポリオが流行・発生している地域があることにも注意してください。

・感染症には、潜伏期間が数日から1週間以上と長いものがあり、渡航中や帰国直後に症状が無くても、しばらくしてから具合が悪くなる場合があります。その場合は、医療機関に事前に電話連絡して海外渡航歴があることを伝えた上で受診し、渡航先、滞在期間現地での飲食状況、渡航先での活動内容、動物との接触の有無、ワクチン接種歴等についてお伝えください。

(海外渡航に関しての感染症予防のポイントについては、下記を御確認ください。)

#### <参考>

・海外へ渡航される皆様へ(厚生労働省ホームページ)

[https://www.mhlw.go.jp/stf/seisakunitsuite/bunya/kenkou\\_iryuu/kenkou/kekkaku-kansenshou18/index\\_00003.html](https://www.mhlw.go.jp/stf/seisakunitsuite/bunya/kenkou_iryuu/kenkou/kekkaku-kansenshou18/index_00003.html)

・海外へ渡航される皆さまへ！(厚生労働省 検疫所ホームページ)

[https://www.forth.go.jp/news/20220722\\_00001.html](https://www.forth.go.jp/news/20220722_00001.html)

・感染症エクスプレス@厚労省 Vol.518(2024年8月4日)(厚生労働省)

<http://kansenshomerumaga.mhlw.go.jp/backnumber/2024-08-04.html>

・感染症エクスプレス@厚労省 Vol.519(2024年8月19日)(厚生労働省)

<http://kansenshomerumaga.mhlw.go.jp/backnumber/2024-08-19.html>

### 【ダニ媒介感染症(日本紅斑熱/つつが虫病)】

★管内の医療機関からつつが虫病の届出が3件ありました。

・安房地域は地域柄、春から夏にかけて日本紅斑熱が、秋から冬にかけてつつが虫病の報告が多く、1年を通してダニ媒介感染症の対策が重要です。

・日本紅斑熱は、日本紅斑熱リケッチアを保有するマダニに刺されることで、つつが虫病は、つつが虫病リケッチアを保有するツツガムシに刺されて感染するダニ媒介感染症です。

・日本紅斑熱は、マダニに刺されてから、2～8日程度、つつが虫病はツツガムシに刺されてから5～14日程度の潜伏期間を経て発症します。

・発熱、発疹、ダニ類が刺した痕(刺し口)の3つの症状が特徴です。

・ワクチンはないため、ダニからの刺咬を防ぐことがとても重要です。農作業や山野に入るときには長袖・長ズボンを着用し肌の露出を少なくしダニの付着を防ぐこと、ダニ忌避剤の適切な使用が重要です。

・マダニにかまれた場合は無理に引き抜こうとせず、医療機関に相談しましょう。吸血中のマダニを無理に引き抜こうとすると、化膿したり、マダニの体液を逆流させてしまう恐れがあります。数週間は体調の変化に注意し、発熱等の症状が認められた場合は、医療機関を受診しましょう。(詳細は下記を御確認ください。)

#### <参考>

・日本紅斑熱について(千葉県)

<https://www.pref.chiba.lg.jp/eiken/eiseikenkyuu/virus/madani.html>

・日本紅斑熱とは(国立感染症研究所)

<https://www.niid.go.jp/niid/ja/kansennohanashi/448-jsf-intro.html>

・つつが虫病について(厚生労働省)

<https://www.mhlw.go.jp/stf/seisakunitsuite/bunya/0000173061.html>

・ダニ媒介感染症について(千葉県)

<https://www.pref.chiba.lg.jp/shippei/kansenshou/tick.html>

### 【感染性胃腸炎(ノロウイルス)】

・千葉県内における第51週(令和6年12月16日～12月22日)の定点医療機関当たりの報告数は5.23と前週4.39と比べ、増加しました。

・安房管内における第51週(令和6年12月16日～12月22日)の定点医療機関当たりの報告数は1.25と前週0.25と比べ、増加しました。

・ノロウイルスによる感染性胃腸炎や食中毒は、1年を通して発生していますが、特に冬場から春先にかけて多く発生するシーズンを迎えます。

・感染対策としては、調理の前や食事の前、トイレの後などには石けんと流水による手洗いを心がけるとともに、便や嘔吐物を迅速かつ適切な処理し、汚れた床や用具などは適切に消毒すること重要です。(詳細は下記を御確認ください。)

#### <参考>

・【ノロウイルス】感染症予防のための情報提供について(令和6年12月11日発表)(千葉県)

<https://www.pref.chiba.lg.jp/shippei/press/2024/norosyudan241211.html>

・感染性胃腸炎(特にノロウイルスについて)(厚生労働省)

<https://www.mhlw.go.jp/bunya/kenkou/kekaku-kansenshou19/norovirus/>

・ノロウイルスに関するQ&A(厚生労働省)

[https://www.mhlw.go.jp/stf/seisakunitsuite/bunya/kenkou\\_iryuu/shokuhin/syokuchu/kanren/yobou/040204-1.html#20](https://www.mhlw.go.jp/stf/seisakunitsuite/bunya/kenkou_iryuu/shokuhin/syokuchu/kanren/yobou/040204-1.html#20)

・感染性胃腸炎とは(国立感染症研究所)

<https://www.niid.go.jp/niid/ja/kansennohanashi/383-intestinal-intro.html>

### 【伝染性紅斑(リンゴ病)】 **流行中！！ 警報基準「2」超えは1999年以来初！**

★千葉県内における第51週(令和6年12月16日～12月22日)に定点医療機関当たりの報告数は2.20と前週2.31と比べ、減少しました。

★安房管内における第51週(令和6年12月16日～12月22日)の定点医療機関当たりの報告数は1.25と前週1.50と比べ、減少しました。

・伝染性紅斑は頬に現れる蝶の翼のような紅斑を特徴として、幼少時に多いが、乳児、成人が罹患することもある疾患で、リンゴ病とも呼ばれています。

・潜伏期間は10日程度です。

・特徴的な症状は、両頬に境界鮮明な紅い発疹が現れます。続いて手や足に網目状の発疹がみられます。これらの発疹は通常1週間程度で消失します。多くの場合、頬に発疹が出現する7～10日ほど前に、微熱や風邪のような症状がみられ、ウイルスの排出が最も多くなります。発疹が現れる時期にはウイルスの排出量は低下し、感染力もほぼ消失しています。

・妊娠中(特に妊娠初期)に感染した場合、まれに胎児の異常(胎児水腫)や流産が生じることがあります。

・感染経路は、飛沫感染や接触感染があります。手洗い、咳エチケットを心がけましょう。  
(詳細は下記を御確認ください。)

<参考>

・伝染性紅斑(リンゴ病)の流行について(令和6年12月4日)

<https://www.pref.chiba.lg.jp/shippei/press/2024/ringo-disease.html>

・伝染性紅斑とは(国立感染症研究所)

<https://www.niid.go.jp/niid/ja/kansennohanashi/443-5th-disease.html>

・伝染性紅斑(厚生労働省)

<https://www.mhlw.go.jp/bunya/kenkou/kekaku-kansenshou11/01-05-21.html>

## 【新型コロナウイルス感染症】

★安房管内における第51週(令和6年12月16日～12月22日)の定点あたりの報告数は3.14と前週0.86と比べ増加しました。(県全体は3.68→5.85となり、増加)

(新型コロナウイルス感染症に関する情報の詳細は下記を御確認ください。)

<参考>

・新型コロナウイルスについて(厚生労働省)

[https://www.mhlw.go.jp/stf/seisakunitsuite/bunya/0000164708\\_00001.html](https://www.mhlw.go.jp/stf/seisakunitsuite/bunya/0000164708_00001.html)

・新型コロナウイルス感染症について(千葉県)

<https://www.pref.chiba.lg.jp/kenfuku/kansenshou/ncov/covid19-chiba-index.html>

・新型コロナウイルス感染症の5類感染症移行後の対応について(厚生労働省)

<https://www.mhlw.go.jp/stf/corona5rui.html>

・新型コロナウイルス感染症への対応(千葉県)

<https://www.pref.chiba.lg.jp/kenfuku/kansenshou/ncov/covid19-category5.html>

### 第51週全数届出疾患

<2類感染症> 結核 2件

<4類感染症> つつが虫病 3件、レジオネラ症 1件

<参考> ※グラフについては別添資料を御参照ください。

・県内・管内の感染症発生状況について(疾患別・保健所別5週グラフ)(千葉県感染症情報センター)

<https://www.pref.chiba.lg.jp/eiken/c-idsc/documents/5wg-2451.pdf>

### 安房保健所でのエイズ検査について

★安房保健所では、エイズ検査を無料・匿名で実施しています。さらに希望者には、梅毒、クラミジア、淋病、B型肝炎・C型肝炎ウイルスの検査も無料・匿名で行っています。

また、電話による相談も随時行っています。プライバシーは守られますので、安心して御利用ください。

(エイズ検査予約、相談等については下記を御確認ください。)

・エイズ検査 安房保健所(安房健康福祉センター)(千葉県ホームページ)

<https://www.pref.chiba.lg.jp/kf-awa/kenkousoudan/eizukensa.html>

## 災害時における感染症対策

★災害時は断水により手指の流水洗浄ができず、また避難所など密集した環境下での集団生活等により、様々な感染症（新型コロナウイルス感染症、呼吸器感染症、感染性胃腸炎等）が拡大するリスクが高まります。

・特に避難所では、衛生状態を保つことが大切です。飛沫などにより感染拡大する恐れがあるため、自身が感染症に罹らないよう、また、人に感染症をうつさないよう、手洗いや手指消毒を、咳症状などがある場合には「他人にうつさない」ために咳エチケットなどを行いましょう。（詳細については、下記を御確認ください。）

<参考>

・被災した家屋での感染症対策（厚生労働省ホームページ）

[https://www.mhlw.go.jp/stf/newpage\\_00341.html](https://www.mhlw.go.jp/stf/newpage_00341.html)

・災害時における避難所等での感染症対策について（千葉県ホームページ）

<https://www.pref.chiba.lg.jp/shippei/kansenshou/saigajitaisaku.html>

## 施設等における感染対策マニュアル

厚生労働省及び子ども家庭庁では感染対策マニュアルを作成しています。日頃の感染対策に御活用ください。

・高齢者介護施設における感染対策マニュアル(改訂版)

<https://www.mhlw.go.jp/content/000500646.pdf>

・介護現場における(施設系 通所系 訪問系サービスなど)感染対策の手引き(第3版)

<https://www.mhlw.go.jp/content/12300000/001149870.pdf>

・保育所における感染症対策ガイドライン(2018年改訂版)

[https://www.cfa.go.jp/assets/contents/node/basic\\_page/field\\_ref\\_resources/e4b817c9-5282-4ccc-b0d5-ce15d7b5018c/cd6e454e/2023\\_1010\\_policies\\_hoiku\\_25.pdf](https://www.cfa.go.jp/assets/contents/node/basic_page/field_ref_resources/e4b817c9-5282-4ccc-b0d5-ce15d7b5018c/cd6e454e/2023_1010_policies_hoiku_25.pdf)

千葉県医師会・県の合同委員会(千葉県新型インフルエンザ等対策委員会)では、社会福祉施設向けの施設内感染対策マニュアルを作成しています。日頃の感染対策に御活用ください。

・社会福祉施設等におけるインフルエンザ等の患者発生時への対応にあたるための手引き

<https://www.pref.chiba.lg.jp/shippei/kansenshou/tebiki/fukushishisetsu.html>

□ 連絡登録アドレスの廃止、変更等は連絡願います。

□ 利用にあたっての注意 あわつと感染症情報の感染症の説明等は主に公的機関の情報を基に作られ、できるだけ最新で正確なものを発信するよう努めておりますが、ご利用に際しては、利用機関の責任においてご使用ください。また、メールの安全性についても県庁のネットワークシステムの一環として安全性の確保を図っておりますが、受信先におきましてもセキュリティー等の注意をお願い致します。

### 【配信元】

千葉県安房保健所(安房健康福祉センター)

あわつと感染症情報

[awat-news@mz.pref.chiba.lg.jp](mailto:awat-news@mz.pref.chiba.lg.jp)